



平成27年9月30日

鳥取市議会議長 房 安 光 様

議会改革検討委員会

委員長 石 田 憲 太 郎



諮問事項に対する提言（第2次）

平成27年2月13日付けで諮問された事項のうち、当議会改革検討委員会がこれまでに調査研究を行った事項について、鳥取市議会議会改革検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、別紙のとおり提言します。

なお、当委員会は、引き続き諮問事項について検討を重ねてまいります。

執行部への反問権の付与について

執行部への反問権の付与について検討をした結果、次のとおり執行部へ反問権を付与すべきとする結論に至りました。

1 付与の趣旨

反問権を付与することで、より市民にわかりやすい議会の議論となることが期待される。

2 反問の内容

質問・質疑等の趣旨、内容、背景、根拠の確認。

3 反問を行える場

本会議、常任委員会、特別委員会及び協議の場。

4 反問権を行使できる者

執行部の市長、副市長、部長等答弁を行う者。

5 付与する時期

平成27年12月定例会より実施（当面は試行）。

6 反問権の取り扱い

反問権の具体的な取り扱いについては、議会運営委員会において検討いただきたい。

7 今後の課題

質問者への代替案の提示要求や逆質問・反論などを内容とする、いわゆる「反論権」の付与については、今後の課題とする。